

再雇用制度の適用対象者を選定する基準に関する協定書

株式会社サンキと従業員代表 **長縄 達也** とは、定年到達者の雇用に関する対象者選定基準及び取り扱い方法に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 当社就業規則に定める定年退職日（満60歳）以降に、引き続き勤務を希望した者は希望者全員を原則65歳まで1年更新の有期労働契約を締結し定年に引き続き再雇用（以下「継続雇用」という）する。ただし、次の基準のいずれかを満たさない者については次表の「基準適用年齢」に達する日の属する賃金締切日以降の契約更新は行なわないこととする。

- (1) 過去 年間法令により受診を義務づけられた定期健康診断等を総て受診し、直近の医師の総合判定が1(正常)または2(要注意)であり、身体、精神とも健全に就業できる者。ただし、会社は継続雇用契約の締結、更新にあたり都度必要に応じて健康調査を実施、あるいは会社の指定する医師の診断書の提出を求め、その結果により判断することがある。
- (2) 協調性があり勤務態度が良好で、過去 年間に会社から「注意書」「指導書」を受け、あるいは「始末書」「顛末書」の提出を求められたことがない者。
- (3) 過去 年間において無断欠勤が無い者

生 年 月 日	基準適用年齢
～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

- 2 前項に定める基準の判定は「基準適用年齢」に達する日の属する賃金締切日の1ヶ月前の日とし、その後の契約更新においては満了日の1ヶ月前の日において基準をすべて満たすことを契約更新の必要条件とする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、会社が必要と認めた場合には、本人からの再雇用希望申出および基準への該当の有無にかかわらず、継続雇用することがある。

第2条 継続雇用における労働条件については、初回の継続雇用契約の締結時ならびに契約更新時の本人の能力・技術・身体状況および経営環境・職場の要員状況、継続雇用者のワークシェアリング等を総合的に勘案して、都度個別に会社が提示するものとする。提示した内容に同意が得られなかった場合には継続雇用（契約更新）をしないこととする。

- 2 前項の労働条件は、労働時間・賃金等の待遇のほか勤務地ならびに職種の変更を伴う場合がある。

第3条 会社は定年退職予定日の3か月前までに本協定第1条の基準を含む定年後の再雇用制度について該当者に説明し、速やかに「再雇用希望申出書」の提出を求めることとする。

第4条 「再雇用希望申出書」を提出した者に対し、会社は定年退職予定日の1か月前までに継続雇用にかかる労働条件等を提示し、同1ヶ月前までに本人の同意が得られた場合に継続雇用契約を締結することとする。

第5条 会社は、継続雇用契約の更新にあたり労働条件の変更を行なう場合には、遅くとも契約期間満了日の1ヶ月前までに次期契約期間における労働条件等を提示することとし、第1条に定める「基準適用年齢」以降の契約更新において継続雇用契約の更新を行わない場合は、遅くとも契約期間終了の30日前までに本人に通知することとする。

2 従業員は、継続雇用における契約更新にあたり労働時間の短縮等を希望する場合、または契約更新を希望しない場合には、遅くとも契約期間満了日の1ヶ月前までに、会社に書面で申し出ることとする。

第6条 定年後の継続雇用において、本人から申出た場合には契約期間の途中であっても会社は契約を解除し退職を認め、就業規則に定める解雇事由または退職事由に該当した場合には退職させる。

平成 年 月 日

株式会社サンキ 代表取締役

鈴木 勝彦

印

従業員代表

印

(従業員代表の選出の方法)